

平成27年5月
復興庁

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の概要

避難されている住民の方々の円滑な帰還を促進するため、福島県の要望も踏まえ、一団地の復興再生拠点整備制度の創設等の措置を講ずる。

1. 一団地の復興再生拠点整備制度の創設

帰還される住民の生活再開、地域経済の再建の場となる復興再生拠点を円滑・迅速に整備するため、津波復興拠点制度に倣い、全面買収方式により新市街地を整備する事業制度を創設。

本事業制度の創設と並び、以下の支援措置を一体的に措置。

- 予算措置(2. の帰還環境整備交付金)
- 土地等の提供者に対する税制上の特例措置(譲渡所得の5千万円控除)

2. 帰還環境整備交付金の創設

復興再生拠点の整備など、住民の帰還に必要な環境整備を加速化するため、福島再生加速化交付金(再生加速化)について、

- 支援対象事業に面整備事業(土地区画整理事業、一団地の復興再生拠点整備事業)、道路(アクセス道路等)、下水道、公営住宅、公立学校等の基幹インフラ事業を追加。
- 「帰還環境整備交付金」として法定化。

3. 事業再開を支援するための課税の特例

避難指示が解除された区域や一定の避難指示区域※における事業の再開に備え、事業者が事業再開に必要な設備投資のために資金を積み立てた場合に、当該積立金に適用される税制上の特例措置(所得税・法人税等における積立額の損金算入)を創設。

※避難指示解除準備区域、居住制限区域

※ 成立:平成27年4月24日

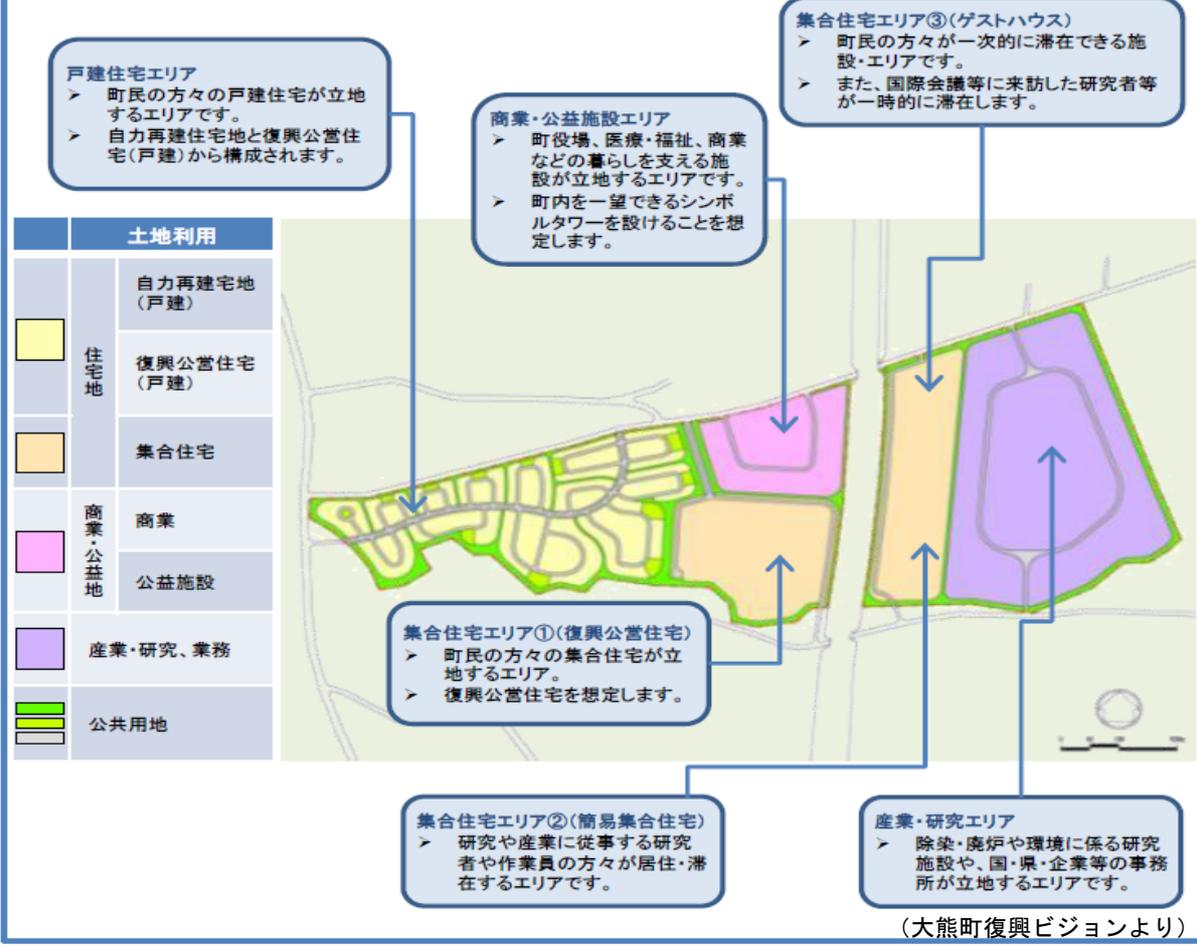
※ 施行:平成27年5月7日

現時点で想定される一団地の復興再生拠点

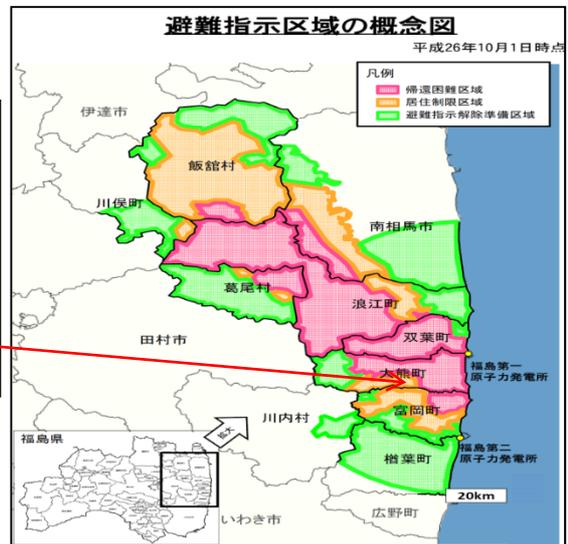
大川原復興拠点(整備イメージ)

- 面積: 約39ha
- 想定人口: 約3,000人(帰還住民約1,000人、町外からの住民約2,000人)

大川原復興拠点の空間配置のイメージ



＜参考:大川原復興拠点の位置＞



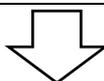
「福島再生加速化交付金」の制度改正(概要)

避難指示・解除区域における住民の帰還を加速化するため、福島復興再生特別措置法の改正を行い、現行の福島再生加速化交付金の一部として、

- ・「帰還環境整備交付金」を法定化し、支援対象事業の拡充を行う。
- ・事業の安定的かつ効率的な実施のために基金化を図る。

(制度改正前)

交付金		目的	福島特措法上の位置付け
福島再生加速化交付金	再生加速化	避難住民の早期帰還の促進、地域の再生加速化	<u>(予算補助)</u>
	長期避難者生活拠点形成	長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援	生活拠点形成交付金
	福島定住等緊急支援	子育て世帯が安心して定住できる環境の整備	(予算補助)



(制度改正後)

交付金		目的	福島特措法上の位置付け
福島再生加速化交付金	帰還環境整備	避難住民の早期帰還の促進、地域の再生加速化	<u>帰還環境整備交付金</u>
	長期避難者生活拠点形成	長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援	生活拠点形成交付金
	福島定住等緊急支援	子育て世帯が安心して定住できる環境の整備	(予算補助)

※「再生加速化」にメニューを追加し、現在、予算補助である「再生加速化」を「帰還環境整備交付金」として福島特措法上位置付け、「再生加速化」を「帰還環境整備」とする。

1. 「再生加速化」の事業メニューの追加

○現行 36 事業メニューに加え、以下の 11 事業を追加。(計 46 事業(※))

- ・ 公営住宅整備事業 (整備、用地取得造成)
- ・ 公営住宅管理事業 (家賃低廉化)
- ・ 東日本大震災特別家賃低減事業
- ・ 公営住宅等ストック総合改善事業 (耐震改修、エレベータ改修)
- ・ 一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業
- ・ 土地区画整理事業
- ・ 道路事業 (アクセス道路等)
- ・ 下水道事業
- ・ 都市公園事業
- ・ 公立学校施設整備事業
- ・ 土地改良事業 <※土地改良事業は、既存メニューの一部を法定化するもの>

2. 「再生加速化」の基金化 (予算措置)

○福島復興再生特別措置法の改正により追加する面整備事業など、複数年度に亘る財源を予め確保しておくことにより、事業の安定的かつ効率的な実施が見込まれる事業等を対象に基金化。

※これまで福島再生加速化交付金は、「①再生加速化」、「②長期避難者生活拠点形成」及び「③福島定住等緊急支援」のうち、「②長期避難者生活拠点形成」のみ基金事業として実施